

令和7年2月定例会

教育産業委員会資料

( 産業振興部 )



## 電気料金の過誤徴収等に係る対応について

### 1 概 要

産業振興部が所管する秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）において、本市が入居団体から電気料金を過大に徴収していたことが判明し、原因および状況を特定したことから示談を締結したもの

- ・入居団体 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構（以下「機構」という。）
- ・原因および状況 機構が平成15年に実施した分電盤および壁面の工事の際に、配線を誤って接続したため、他の入居団体の電気使用量の一部が機構の電気使用量に二重に計上されていた。

### 2 示談の主な内容

- (1) 市は、過大に徴収していた電気料金について、民法の消滅時効に基づく平成25年11月から令和5年3月までの分の3,048,873円を機構に支払う。
- (2) 機構は、市が実施した分電盤および壁面の改修工事の費用1,331,000円を市に支払う。

### 3 対応経過

年 月	対 応 内 容
平成15年3月	機構が分電盤および壁面の工事实施（原因工事）
令和5年10月	機構から電気使用量の異変に関する申出を受け調査
令和5年12月 ～ 令和6年10月	・機構から電気料金を過大に徴収していた事実が判明 ・原因を特定 ・過大徴収額を確定させるとともに改修工事費を算定
令和6年11月	示談協議
令和7年2月	・分電盤および壁面の改修工事完成（市発注） ・示談締結

## 有価証券の譲渡について

### 1 概要

本市が保有する秋田ステーションビル株式会社（以下「ステーションビル」という。）の有価証券（株式）について、ステーションビルの親会社である東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）から譲渡（売却）依頼があり、協議が整ったことから、譲渡契約を締結するもの

### 2 有価証券の内容

- (1) 株式発行元 ステーションビル
  - ア 所在地 秋田市中通七丁目2番1号
  - イ 代表者 代表取締役社長 鈴木 万寿夫
  - ウ 事業内容 ホテルメトロポリタン秋田、トピコおよびアルスを運営
- (2) 株式の種類 非公開かつ非上場株式
- (3) 市保有株数 3,453株（持株比率0.68%）  
※令和6年3月31日現在
- (4) 市出資額 2,170万円

### 3 譲渡内容

- (1) 譲渡先 JR東日本（持株比率97.87%）
- (2) 譲渡金額 2,170万円（出資額と同額）
- (3) 譲渡時期 令和7年4月（予定）
- (4) 今後の流れ
  - ・ステーションビル取締役会で譲渡承認決議
  - ・本市とJR東日本間で株式譲渡契約を締結
  - ・株式譲渡（売却）